

平 15 全 経 外 第 21 号
平成 15 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会
企 画 部

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に対する意見について

当協会では、企業会計基準適用指針公開草案第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象資産（第 5 項、第 63 項）

自社利用のソフトウェアについては、減損会計基準を適用したうえで、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第 12 号）」を適用するという理解でよいか。特に臨時償却と減損との関係を整理していただきたい。

2. 将来キャッシュ・フロー（第 35 項）

第 35 項において、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを、(1)割引率に反映させる場合（第 41 項割引率）と、(2)将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場合が示されており、(2)の場合は、リスク反映前の割引前将来キャッシュ・フローと算定された使用価値から求められる割引率相当率が第 41 項割引率と大きく相違しないことを確認する必要があるとされている。これは、(2)の方法を採用した場合、結局(1)の第 41 項割引率も算出するという二重の作業を強いるものであり、実務的負担は過大である。この確認作業は、(2)の実務的手法を示す代替としてその結果の妥当性を担保するために示されたものである（第 110 項なお書き）ことを鑑みれば、適用指針本則からは削除し、結論の背景にて、「なお、第 35 項(2)の方法にて算出され

た使用価値から割引率相当率を推計した場合、結果的に、その率は(1)の手法によった場合の割引率と大きな差異が生じないことが考えられる」と考え方を示しておく程度に留めることで十分ではないか。

3. 開示（第 53 項、第 130 項）

使用価値の算定に際して用いられる割引率を開示することは、対外競争上の企業秘密を開示することにつながるので、注記すべきではないと考える。

4. 回収可能価額の算定（第 27 項）

- (1) 不動産については、「『不動産鑑定評価基準』に基づいて算定する」とされているが、「『不動産鑑定評価基準』などに基づいて算定する」とされたい。

【理由】

土地については、土地の再評価法に基づき、路線価評価に建付地減価補正、広大地補正など合理的修正を加えて算出しており、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した場合と大きな乖離が生じるとは思えず、合理的な評価方法と考える。従って、統合廃止店舗などの非営業用物件が相当数ある場合等、該当物件をすべて「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定するのは、時間的制約、コスト面からも現実的でない場合の対応として、土地の現時点の正味売却価額を算出するに当たり、将来時点と同様に路線価等を用いる代替的な手法が重要性に関わらず合理的な算定方法として認められる余地を残していただきたい（遊休資産であっても、すぐに処分が予定されていない場合として、現時点の正味売却価額としてではなく、将来時点の正味売却価額として算出することは可能か）。

- (2) 土地以外については、金融商品会計に準じ、市場価格、合理的に算定された価額が入手できない場合には時価のないものとして取扱い、取得原価又は償却原価をもって正味売却価額を算定することとなる旨を明記していただきたい。

【理由】

土地以外については、合理的に算定された価額を算出することは困難（建物については不動産鑑定会社、業者等に鑑定を依頼することも考えられるが、物件数が多数の場合はコスト負担が極めて大きくなり非現実的。また土地・建物以外についてはそもそも市場価格に準ずると言えるだけの水準が確保できるか疑問）。

- (3) 将来時点の正味売却価額に関し、「償却資産については、現在の正味売却価額から適切な減価額を控除した金額を用いることができる」とされているが、現時点の取得原価、償却原価が「現在の正味売却価額」となり、結果として当該将来時点の正味売却価額が「将来時点の減価償却後簿価」となる場合がある旨を明記していただきたい。

5. 資産のグルーピング（第6項、第64項）

該当項番等では、「相互補完的」の意義について説明がなされているが、以下のような疑問が生じ、その趣旨が把握しづらいため記載の追加等をしていただきたい。

- (1) 「キャッシュ・イン・フローが相互補完的」の定義がないが、ある資産グループを切り離すことにより別の資産グループのキャッシュ・フローが増える場合も減る場合も相互補完的ということで良いか。
- (2) 第64項(1)において、「相互補完的」であるため内部振替を用いた収入把握が困難な場合を例示しているが、その趣旨が不明であるため、趣旨を明らかにしていただきたい。
- (3) 第64項(2)では、製品・サービスの類似性による相互補完性の例示があるが、抽象的過ぎて文意が不明。より具体的な例示に基づく説明を付されたい。(ビデオとDVDのような関係を意味しているのか。一括販売との関係は如何か。)
- (4) 「…当該資産に関わるキャッシュ・フローに見積要素が極めて多いため、…継続的な収支の把握に意義を見出せない場合がある。」については、管理会計上の区分では減損会計に耐えうる合理的なキャッシュ・フローの見積もりに限界があることを示していると思われるが、難解な表現であるため、主旨がより明確になるよう修文いただきたい。
- (5) 内部振替価額に関し、第64項(1)における「合理的な内部振替価額」と第64項(2)における「企業が外部からの収入価額に基づく適切な内部振替価額」の違いを説明いただきたい。(後者は前者に含まれるのか。であれば、前者には他にどのようなものがあるのか。)
- (6) 第64項(2)のなお書きは、部門A、Bが適切な内部振替価額により商品に移転しているからと言って、相互補完的だとしてグルーピングできるわけではない、つまり、グルーピングするかどうかは適切な内部振替価額による内部取引とは直接には関係なく、相互補完的かどうかで決まるという趣旨か。(第64項(1)と矛盾しているのではないか)

(7) 説例 1 - 1(1)において、Y 工場を独立した資産グループとして扱う条件として、「Y 工場が直接市場に販売したり、X 工場が直接市場から調達したりできること」を挙げているが、「Y 工場は直接市場に販売できないが、X 工場は市場から調達できる場合」は、Y 工場は独立したグループとして扱うのか。また、「Y 工場は直接市場に販売できるが、X 工場は市場から調達できない場合」はどうか。

6 . 減損損失の認識の判定 (第 21 項、第 22 項)

主要な資産とは「資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産」(会計基準注解 3)とされている。業種(例えば商業)によって営業事務所等は、営業資産(売掛金、棚卸資産等)に比べて金額が小額になることがあるが、それでも固定資産の中で最も重要なものが「主要な資産」となることを確認いたしたい。

7 . その他

(1) 中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い

年度決算において、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行う場合として、下期中に価額・価値が急回復したことを合理的に疎明可能な場合を追加していただきたい。

(2) 税務上の取扱いとの整合性の確保

減損会計と税務上の取扱いについては、齟齬の生じることのないよう引き続きご尽力いただきたい。

減損処理を行った場合の税効果会計等税務上の取扱いが明らかになった際には、事務上大きな問題であるため、別途取扱い指針の策定を要望したい。

以 上